

**「 あの人の幸せを 私の幸せに 」**

## **地域福祉活動計画Ⅴ(原案)**

**(平成30年度～平成34年度)**

**平成29年12月**

**社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会**

## はじめに ～地域福祉活動計画Ⅴの策定にあたって～

### 基本理念「あの人の幸せを 私の幸せに」

本会では、平成10年に第1期となる「地域福祉活動計画Ⅰ」を策定し、以後5年ごとに策定し、その時代にあった地域福祉を展開できるよう、基本理念や基本目標に基づいた取り組みを進めてまいりました。

平成29年度までの5年間では「地域福祉活動計画Ⅳ」の基本理念「あの人の幸せを私の幸せに」のもと、支援を提供する側と支援を受ける側の垣根を越え、支援の過程で得たつながりや生きがいを「幸せ」に感じる温かい心が地域に広がるようお願い、各種福祉活動・事業を進めてきたところです。

これまでの計画に掲げた目標では着実に成果を上げた部分もありますが、住民の皆さんが主役となり、みんなで支えていく地域福祉活動の実現に向けた意識づくりについては、まだ道半ばだと認識しています。

少子高齢化や人口減少、さらには福祉課題の複雑化や個別化により社会環境も大きく変容する中、制度・施策も大規模な転換期を迎えており、地域福祉活動においても結局のところ、顔が見え・手の届く範囲での助けあいが最も重要視されてきています。

これは、新たに活動を増やすのではなく、制度サービスが充実していなかった時代に自然と近所で実践されていた活動の再評価であり、「その地域に住んでいる人が困っているから放っておけない」という、人が本来持っているシンプルな発想に基づく地域福祉活動の原点です。

今回の「地域福祉活動計画Ⅴ」では、これまで過去の計画に基づき積み上げた成果を大事にしながらも、より身近な地域でそこに暮らす住民の多くが同じ目標に向かって、できる役割を分担し、併せて専門職と連携、制度を活用しながら、ともに支えあう仕組みを創造するための計画として位置づけています。

計画に示した基本理念と基本目標が、地域の皆さまと市社協との共通言語として浸透すること、そして活動を進める中で得た人同士のつながりが「顔の見える関係」へ発展し、「お互いさま」の助けあいとして恒常化することを願っております。

結びにあたり、計画策定に際し、貴重なご意見、ご提言をいただきました、策定委員会の皆さまをはじめ、各地域への意見聴取等でご協力いただきました市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成 年 月

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会

会 長 鈴鹿 義弘

# 第1章 計画の基本的な考え方とこれまでのふりかえり

## 1. 計画策定の意義

「地域福祉の推進」は、社会福祉法において社会福祉の基本理念として定められており、社会福祉協議会（社協）はその推進団体であることが明記されています。

地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関係する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」であって、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」といわれています。（全社協「地域福祉活動計画策定の手引き」）

そして、計画に関係するすべての人々が「住みよい福祉のまちづくり」という同じ目標に向け歩調を合わせながら、福祉問題に対する理解を深め行動するための指針として位置づけられることに計画策定の意義があります。

## 2. これまでの成果と課題

本会では、平成10年度に第1期計画である地域福祉活動計画Ⅰを策定してから、5年毎に見直しを行い、平成15年度、平成20年度、そして平成25年度に計画を策定し取り組みを進めてきました。

ここでは、平成25年度から平成29年度を期間とする地域福祉活動計画Ⅳのもとで進めてきた取り組みの成果と見えてきた課題についてお示しします。

### 【 地域福祉活動計画Ⅳ（平成25～29年度）の成果と課題 】

基本理念： 『 あの人の幸せを 私の幸せに 』

| 基本目標・重点活動項目                      | 成果   | 課題   |
|----------------------------------|--|--|
| 1. 身近な地域のつながりを強めるネットワークづくり（つながる） |  |  |
| ①校区社協活動と基盤の強化支援                  | ・ふれあいサロンの安定的開催と回数の増加<br>⇒（独自拠点設置校区は月1～3回、同場所・同 | ・新しい活動者の参画と活動者の高齢化<br>⇒（働き方・生活環境・価値観などの変化で時間 |

|                                      |  |  |
|--------------------------------------|--|--|
|                                      | <p>時間開催などが定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校區別地域福祉活動推進計画の策定(4校区)</li> <li>⇒(住民同士が思いや考えを共有しながら活動するための最初のきっかけづくりとして)</li> </ul>                                 | <p>が確保できない。活動自体の魅力や意義が広がらない。活動や役割の継承が困難)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のパターン化と負担感の増加</li> <li>⇒(意義や必要性よりも事業消化が優先)</li> <li>・一般住民への活動の浸透</li> <li>⇒(PR方法やみんなで取り組む意識づけの工夫)</li> <li>・活動財源の減少</li> <li>⇒(減少する財源の重点的配分)</li> </ul> |
| <p>②住民と専門職で創りあげる福祉コミュニティ</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機関の増設(地域包括支援センター、認知症支援他)</li> <li>⇒(専門的な相談を受け止めてもらえる安心感)</li> <li>・地域ケア会議の本格実施</li> <li>⇒(地域の課題を共有するきっかけづくり。顔の見える関係づくり)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職と地域住民の課題共有と協働の関係構築</li> <li>⇒(地域の中で何ができるのか、専門職は何をお手伝いするのか)</li> <li>・相談内容の複雑化と重度化への対応</li> <li>⇒(排除されない、あるいは緩和できる方法の検討)</li> </ul>  |
| <p>2. 安心して気軽に集まれる地域の居場所づくり(あつまる)</p> |  |  |
| <p>③福祉活動を行う人たちと活動場所の充実</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自活動拠点(6校区)の維持継続</li> <li>⇒(事業・会議・保管・作業など自由活用でき、少しずつに活動が発展)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・借用等による不安定さ</li> <li>⇒(所有者の意向に左右される。賃貸費用の確保に期限あり)</li> <li>・校區別活動拠点の拡充</li> <li>⇒(必要性の可否と共同</li> </ul>  |

|                               |  |  |
|-------------------------------|--|--|
|                               |  | 設置の検討)<br>・活動支援スタッフ配置による基盤支援<br>⇒(財源と人材の確保が不透明)  |
| ④課題を抱えた人たちが気軽に集まれる場所の発掘と当事者支援 | ・助成支援を通じた小単位の定期的活動の把握<br>⇒(深谷拠点子育て活動、一部自治会や高齢者クラブ単位の自主的活動、難聴・ろうあ者とボランティアグループの見守り交流など)<br>・当事者団体事業への助成継続<br>⇒(団体の年間活動に必要な財源として) | ・様々な単位で行われる活動情報の集約と周知<br>⇒(高齢や障がい・子どもなど、分野問わず地域で集まれる場所情報の一覧化)<br>・生活全般の幅広い課題への対応<br>⇒(まず課題を共有する場の設定)<br>・個人化する課題を地域全体で受け止める体制<br>⇒(貧困・虐待・孤立などを支援する専門機関への理解とできる範囲の活動参加) |
| 3. 暮らしの基盤を地域と支える仕組みづくり(ささえる)  |  |  |
| ⑤公的制度における福祉サービスの充実            | ・相談機関の増設と専門職配置   | ・利用減、報酬減への対処<br>・地域への専門職の積極的な協力  |
| ⑥制度外の独自事業の充実と社会資源の活用          | ・配食、住民参加型援助活動、困りごと支援ボランティア活動等の継続   | ・日常生活支援活動拡充のための人的、資金的確保<br>・企業等の社会貢献活動との強い結びつき   |
| 4. 一人の思いを叶えるなかまづくり(かなえる)      |  |  |
| ⑦福祉教育・福祉啓発・ボランティア活動の推進        | ・市民活動分野との協働<br>・財政支援の継続  | ・活動者の減少<br>・ボランティア活動参加へ  |

|                         |                                    |   |
|-------------------------|------------------------------------|---|
|                         |                                    | の幅広いルートづくり<br>・活動拠点の継続確保                        |
| ⑧福祉サービス利用支援の充実          | ・個人の生活と意思を尊重する相談と支援の継続（総合的相談・権利擁護） | ・増加し複雑化する課題を受け止める体制の強化<br>・地域住民の理解と協力を得る働きかけ    |
| 5. いつも頼りにされる組織づくり（たよれる） |                                    |   |
| ⑨市社協組織と財政の強化            | ・職員研修の強化<br>・社会福祉法改正への対応           | ・社協会員の増強（住民理解の向上）<br>・基金財源の有効活用<br>・介護保険事業収益の維持 |
| ⑩適切な情報管理と緊急時体制の構築       | ・災害ボランティアセンターの設置                   | ・社協を構成する各種組織との協力関係の継続<br>・住民に分かりやすい周知           |

※成果と課題の考察については、新たに策定する計画Ⅴの中心となる「住民のための計画づくり」を重視し、上記基本目標1. 及び基本目標2. を具体的に記載しています。

## 第2章 地域福祉活動計画Ⅴの内容

### 1. 地域福祉を取り巻く“いま”と“これから”

わが国は少子・高齢化が進むとともに、人口減少の社会に転じていく中で、これまでの公的制度やサービスも大きく変化してきています。

介護保険制度においては、「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始で公的支援だけではなく、地域で支えあう多様な担い手の創出が求められています。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」における子どもとその親への支援、「成年後見制度の利用促進に関する法律」における高齢・障がい者の生活を社会全体で支える体制づくりなど、個別で複雑に絡み合う課題を抱える人たちへの対応も地域全体で考える課題になってきています。

さらには、「災害対策基本法」の改正に伴い、災害時に配慮が必要な人への対策がより身近な地域で行うよう進められています。

地域福祉は、今や福祉・医療・教育・貧困・災害などを分野の垣根を超えたあらゆる側面からとらえる視点が必要となり、それを地域の住民・機関・施設・企業など、みんなで支えあう課題とされています。

このような流れの中、国はこれからの地域福祉の理念を「我が事・丸ごと」、「地域共生社会の実現」とし、地域のあらゆる人々が役割を持ち、支えあう体制を整備するよう施策を進めていく方針を打ち出しています。

城陽市においても、国及び府の方針を受けて施策の整備が進められようとしています。社会福祉協議会は、これまでから「地域福祉の推進」を進める中心的な組織として、各種事業や活動に取り組んできており、全体としてこれからもその使命は変わりません。

しかし、上記に挙げた法や制度でも公的サービスだけで充足するものではなく、実際に困っている人たちを支える仕組みづくりは、それぞれの地域に委ねられている部分が多く、具体的な取り組みとその実践を形にしていくことが、今、社会福祉協議会の役割であり、存在意義として問われています。

今回の計画Ⅴの策定を通じて、地域福祉・ボランティア活動推進のあり方を見つめ直し、より多くの方々の参画と協働で「地域の福祉力」を高めていける方法を、住民の皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

### 2. 地域福祉活動計画Ⅴの方向性

これまでの計画では、基本理念や基本目標に基づく市社協の活動や事業展開を中心に示してきたため、住民の皆さんにとっては、自身の役割や方向性が少し分かりづらい内

容でした。

しかし、計画は本来、身近な地域に存在する困りごとや問題点を、そこに住む住民自身が気づき、解決に向けた歩みを進めるため相互に話しあい、関係機関や専門職の援助も受けて行動する目印や目安となるべきものです。

したがって、今回の計画では、よりわかりやすく、イメージしやすい活動や目標を示す「住民目線の計画」となることを重視しています。

### 3. 基本理念

(1) 基本理念 「あの人の幸せを 私の幸せに」 (計画Ⅳより継続)

副題 「社会全体で取り組む、協生のまちづくり」

(2) その他候補もしくは副題案

- ①住民が元気になる 福祉のまちづくり
- ②お互いさまをつないで 広げる <sup>まち</sup>地域の福祉
- ③身近なところで 気軽に取り組む みんなのための助けあい
- ④お互いさまの気持ちで支えあう一歩を
- ⑤ ※その他意見・提案あれば協議

〈基本理念の解説〉

福祉はすべての人々の“幸せ”や“豊かさ”を意味する言葉です。

サービスや支援を受ける「あの人の幸せ」のために、市社協はじめとする各種組織が連携しながら支えていくことは当然ですが、近所の住民・ボランティアなど多くの協力が持てる力を少しずつ結集し、支援の輪を広げることで地域の中においてひとりの人間として尊重されながら暮らせる社会をつくることが求められます。

そして、その過程で生まれたつながり・喜び・生きがいなどを「私の幸せ」と感じられる温かい心を育める地域になるよう願いを込め、前期計画Ⅳの基本理念を引き続き掲げます。

〈副題の解説〉

～社会全体で取り組む、協生のまちづくり～

「協生」は造語であり本来は「共生」が正しい表現ですが、「協」には「力を集める」という意味があり、基本理念の意味を深めるための表現として使用しています。

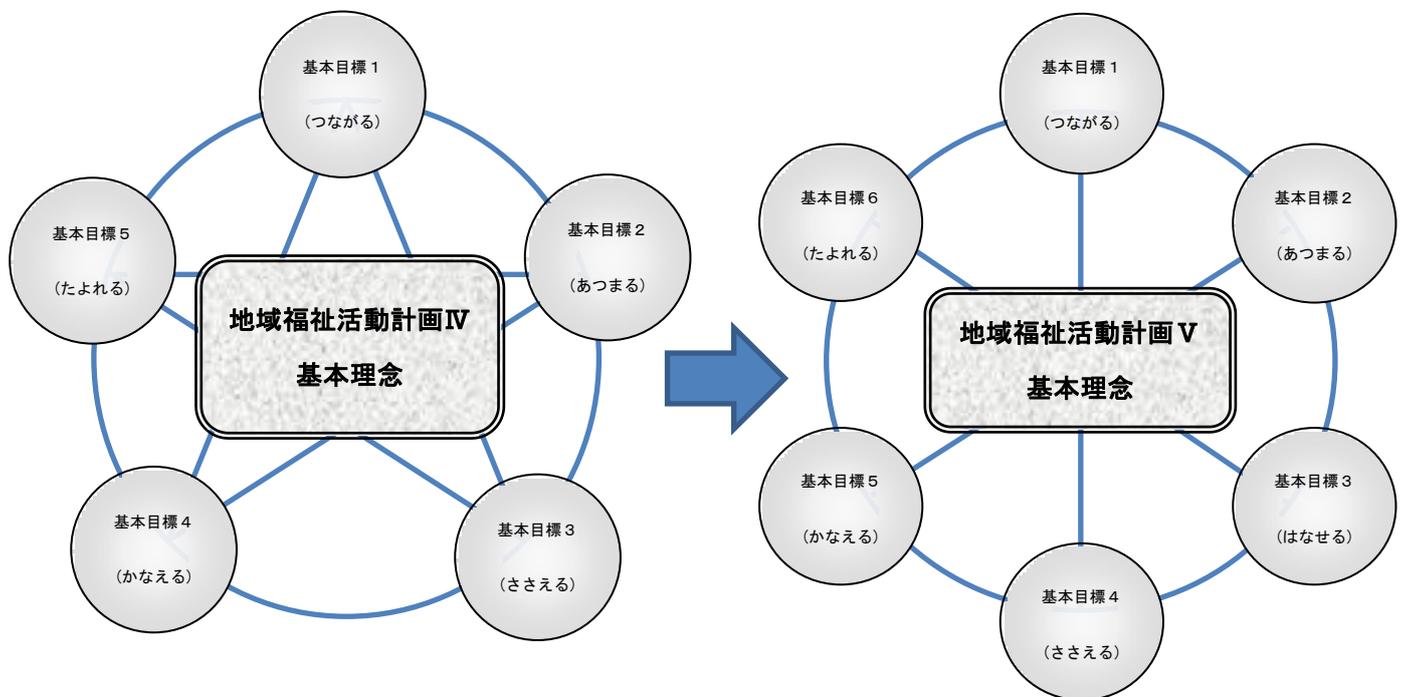
また、社協が中心となって呼びかけ、取り組むよう位置づけた活動計画として「社」と「協」を強調しています。

#### 4. 基本目標（一緒に目指しましょう）

- (1) 身近な地域のつながりを強めるネットワークづくり（つながる）
- (2) 安心して気軽に集まれる地域の居場所づくり（あつまる）
- (3) 何でも話せる地域の窓口づくり（はなせる）
- (4) 暮らし支える仕組みづくり（ささえる）
- (5) 一人ひとりの思いを叶えるなかまづくり（かなえる）
- (6) いつも頼りにされる組織づくり（たよれる）

#### 5. 計画の体系（イメージ）

##### (1) 概念図



(2) 体系図

基本理念

あの人の幸せを 私の幸せに

| 基本目標（一緒に目指す）                             | 実施計画（一緒にやる）              |
|--|--------------------------|
| 1. 身近な地域のつながりを<br>強めるネットワークづくり<br>(つながる) | ①みんなが参加できるいろんなきっかけづくり    |
|  | ②団体同士が協働する地域ぐるみの体制づくり    |
| 2. 安心して気軽に集まれる<br>地域の居場所づくり<br>(あつまる)    | ③いつでも集まれる地域の活動拠点づくり      |
|  | ④孤立をしないための集まりの場づくり       |
| 3. 何でも話せる地域の窓口<br>づくり<br>(はなせる)          | ⑤いろんな悩みが打ち明けられる信頼関係づくり   |
|  | ⑥困りごとを手助けにつなげる流れづくり      |
| 4. 暮らしを支える仕組みづ<br>くり<br>(ささえる)           | ⑦専門職と企業もお手伝いする支えあいの関係づくり |
|  | ⑧地域のみんなで考える助けあいの活動探し     |
| 5. 一人ひとりの思いを叶え<br>る仲間づくり<br>(かなえる)       | ⑨多世代で取り組むボランティア活動の推進     |
|  | ⑩お互いを尊重しあえるサービスとサポートづくり  |
| 6. いつも頼りにされる組織<br>づくり<br>(たよれる)          | ⑪活動をサポートする人・物・金・情報の確保    |
|  | ⑫災害時に助けあえる日頃のつながりづくり     |

## 6. 実施計画（一緒にやりましょう）

### （1）身近な地域のつながりを強めるネットワークづくり（つながる）

地域福祉活動を継続・発展させるため、各小学校区ごとに地域住民や各種の団体が集まり構成する校区社会福祉協議会（校区社協）を中心にそれぞれの地域に即した活動が展開されてきました。具体的には、住民自らの参画・協力と自治会や民児協をはじめとした地域の関係団体の参画・連携によって成り立っています。

特に城陽市は、歴史的にも各小学校区ごとに様々な地域団体が組織化され、活動が続けられています。自分達の住む身近な地域として、今後も「小学校区」でまとまりながら地域福祉活動を進めることが最も適していると考えています。

そして、さらに地域の福祉力を高めていくために、住民みんなと一緒に地域全体の課題解決に積極的に取り組む姿勢が必要ではないでしょうか。

#### 【実施計画・・・取り組む活動】

#### ①みんなが参加できるいろんなきっかけづくり

例えば、こんな活動・・・

| 取り組み方法                                  |
|---|
| 1. ～多世代・他業種・他分野でタイアップ～ 「福祉と〇〇」イベントで交流   |
| 2. 地域のみんなで健康料理教室                        |
| 3. 校区内・自治会内行事はお互いさまでお手伝い（運動会・地藏盆・防災訓練…） |
| 4. “お客さんから活動者に” イベントごとに“具体的な”ボランティア募集   |

#### ②団体同士が協働する地域ぐるみの体制づくり

例えば、こんな活動・・・

| 取り組み方法                                |
|---------------------------------------|
| 5. 愛着と誇りが持てる地域を目指して「校區別地域福祉活動推進計画」づくり |
| 6. 団体協働で「見守り活動」「あいさつ運動」をする気運づくり       |
| 7. 地域のいろんな情報を持ち寄る「暮らしの便利マップ」づくり       |

## (2) 安心して気軽に集まれる地域の居場所づくり（あつまる）

地域の中に集まれる場所があることと、地域福祉活動の発展は密接な関係性があります。市社協では従来から「拠点」の必要性を重視し、その設置を進めてきました。

今後も校区社協の活動拠点設置を進めていきますが、それと同時に、いつでも集まれて、情報が得られ、安心できるような、住民にとって「あつて良かったと思える場所」と感じられるような機能の充実が必要ではないでしょうか。

さらに、孤立・障がい・子育て・貧困・虐待など難しい課題を抱えながら地域で生活をしていく人たちの心の拠り所となる場所としての機能が持てるようになれば、より公共性が高まり、地域の大事な財産として長く確保が望めるのではないのでしょうか。

【実施計画・・・取り組む活動】

### ③いつでも集まれる地域の活動拠点づくり

例えば、こんな活動・・・

| 取り組み方法                              |
|-------------------------------------|
| 8. いろんなふれあいサロン（高齢・障がい・子育ても一緒に…）     |
| 9. いつでも誰でも便利に使える拠点の活用法（地域のランドマークに…） |
| 10. 技術・知恵・一芸・趣味…情報を拠点に集めて活かす機能の向上   |

### ④孤立をしないための集まりの場づくり

例えば、こんな活動・・・

| 取り組み方法  |
|---|
| 11. 「毎週サロン」「毎日健康体操」…定期的に集まる場づくり強化                   |
| 12. 高齢・介護問題だけじゃない地域のお悩み共有の話しあい（障がい・子育て・虐待・貧困・引きこもり） |

### (3) 何でも話せる地域の窓口づくり（はなせる）

行政機関やサービスを提供する事業所の相談窓口は多岐にわたり、地域包括支援センターをはじめとする総合相談窓口も存在します。しかし、専門機関への相談でなくとも、ちょっとした悩みや愚痴が話せて、聞いてもらうだけでもすっきりすることもあります。そんな場所が身近にあることで、孤立しない地域をつくるきっかけになります。

そして、専門職もその場に出向いて相談を受けることで、より信頼され癒される「地域の窓口」づくりができるのではないのでしょうか。

さらに、今後は地域の窓口で受け止めた悩みや困りごとをサポートしていけるよう、住民と専門職協働で真剣に考えることがより一層大切になっていきます。

#### 【実施計画・・・取り組む活動】

#### ⑤いろいろな悩みが打ち明けられる信頼関係づくり

例えば、こんな活動・・・

| 取り組み方法                        |
|-------------------------------|
| 13. 拠点を活かした専門職の出張相談窓口の設置      |
| 14. 活動者も悩みや本音が言えてリフレッシュできる座談会 |

#### ⑥困りごとを手助けにつなげる流れづくり

例えば、こんな活動・・・

| 取り組み方法                                  |
|---|
| 15. 「募集⇒登録⇒ルール化⇒受付⇒活動」を地域でつくる専門職も伴走サポート |
| 16. 地域の窓口とボランティア・サービス・専門機関がつながる“ほっとライン” |

#### (4) 暮らしを支える仕組みづくり（ささえる）

地域で安心して暮らすためには、様々な福祉サービスや社会資源を活用することが重要です。公的サービスの安定的な供給は今後も必要ですが、本来あるべき地域のつながりを維持しながら支えていく視点が求められます。

従って、公的制度だけでは支えきれない人たちが必ず存在することを認識し、住民同士の助けあい活動やボランティア活動が広がるよう、行政・社協・民生委員・福祉事業者・企業などがしっかりとサポートする仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

#### 【実施計画・・・取り組む活動】

#### ⑦ 専門職と企業もお手伝いする支えあいの関係づくり

例えば、こんな活動・・・

| 取り組み方法                                |
|---------------------------------------|
| 17. 団体と専門職で「地域ケア会議」を発展させた助けあいの関係づくり   |
| 18. 「専門職に助けて」「福祉施設・企業に応援して」を形に変える話しあい |
| 19. 地域も施設も企業もみんなにメリットあるお互いのPR         |

#### ⑧ 地域のみんなで考える助けあいの活動探し

例えば、こんな活動

| 取り組み方法                               |
|--------------------------------------|
| 20. 暮らしの悩みを共有する聞き取りとアンケート            |
| 21. 先進的な助けあい活動の視察と地域団体の“強み”集め        |
| 22. ゴミ出し・買い物・庭の片付け・電球交換…ちょっとした手助けの募集 |

(5) 一人ひとりの思いを叶えるなかまづくり (かなえる)

住みよい地域づくりのために支えあいのネットワークを作るのも大事ですが、個人がそれぞれ抱く思いや悩みを尊重し、その人にあった支援の方法や活動のあり方を考えるきめ細かい対応も重要です。

地域の課題や個人の描く思いを、ボランティア活動やたすけあい活動に結びつけ、達成感や喜びを感じられるようにするため、あらゆる場面や方向からでも活動に参加できる方法を増やしていくことが必要ではないでしょうか。

【実施計画・・・取り組む活動】

⑨多世代で取り組むボランティア活動の推進

例えば、こんな活動・・・

| 取り組み方法                               |
|--------------------------------------|
| 23. 「誰でもできるボランティア」と「みんなでやるボランティア」の普及 |
| 24. 「教育+ボランティア」を続けて広げて定着させるイベント・学習   |
| 25. 福祉活動・市民活動・趣味活動…まずは得意分野で活躍できる入口支援 |

⑩お互いを尊重しあえるサービスとサポートづくり

例えば、こんな活動・・・

| 取り組み方法  |
|---|
| 26. 生活の権利を守るサービス活用と担い手協力 (福祉サービス利用援助事業&生活支援員、成年後見制度&市民後見人、生活困窮・貧困支援&こども食堂…) |
| 27. 困りごとを“緩和”する 住民参加型支えあいサービスの拡充  |

## (6) いつも頼りにされる組織づくり（たよれる）

これからの地域福祉を取りまく状況は、公的制度・施策における支援だけで賄える状況は期待できず、より住民同士の助けあいや支えあいが求められると考えられます。

つまり、自分の住む地域の住民同士が手を取りあい構成し、考え、行動する組織の存在はますます重要視されます。地域の中にある自治会・校区社協・民児協をはじめとする各種団体が一つの協働組織として機能し、地域の課題に対応することで、住民自らの参加が必要とされる活動を担う組織がいつまでも続くのではないのでしょうか。

そのためには、活動の基盤となる人材・財源・設備・情報等の確保は必要不可欠であり、それは市社協や行政の役割でもあり、民間事業者や企業等の応援も受けながら、信頼される地域の組織づくりを目指すことが大切です。

### 【実施計画・・・取り組む活動】

#### ⑪活動をサポートする人・物・金・情報の確保

例えば、こんな活動・・・

| 取り組み方法                             |
|------------------------------------|
| 28. 販売・有償活動・民間補助で生み出す自前の活動資金づくり    |
| 29. 社会福祉法人や企業の社会貢献活動と協働して地域福祉の資源確保 |
| 30. ボランティアする人と団体をサポートする地域福祉スタッフの配置 |

#### ⑫災害時に助けあえる日頃のつながりづくり

例えば、こんな活動・・・

| 取り組み方法                        |
|-------------------------------|
| 31. あらゆる場面を想定した災害訓練と学習会の継続    |
| 32. 自分のまちを歩いて点検・マップで共有        |
| 33. ～まずは顔つなぎ～ 要配慮者への定期的な見守り活動 |
| 34. 災害ボランティアセンターと一緒に考える災害時連携  |

## 第3章 計画の進め方

### 1. 計画の期間

地域福祉活動計画Ⅴの推進期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間としています。

### 2. 計画の進捗管理・評価

実施計画に示した項目については、各地域の状況に応じて取り組めるところから進めることとします。取り組みの具体的内容については、毎年度設定する本会の事業計画にも反映させながら、地域での福祉活動が広がるよう支援していきます。

#### 〈進捗管理〉

地域福祉活動計画Ⅴの策定において、本会職員を中心に構成したプロジェクトチーム会議により進捗状況のチェックと評価を行います。

また、定期的に行われる本会理事会や校区社協会長会議において計画進捗に関する意見を聞き取りながら、計画の円滑な推進に努めます。

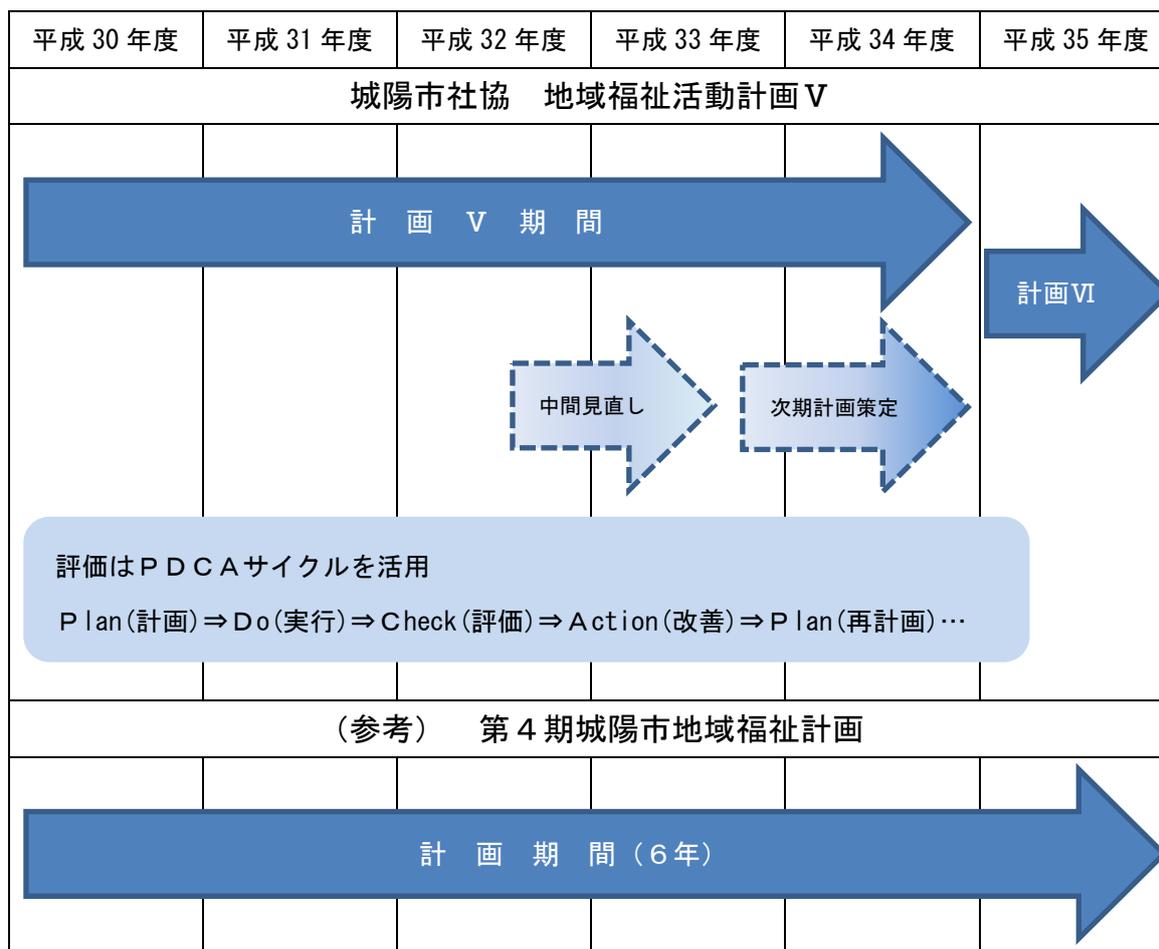
#### 〈評価〉

実施計画に基づき、毎年度進捗状況をチェックします。

計画期間の中間期にあたる平成32年度末を目途に中間見直しを行い、必要に応じて柔軟に計画の修正を行います。

(別図1 参照)

(別図 1)



### 3. 他計画との関係

#### ①城陽市地域福祉計画との関係

城陽市では、平成 24 年に「第 3 期城陽市地域福祉計画 ～みんなで築く福祉のまちづくり～」が策定され、平成 29 年度までの 6 年間で計画期間でした。

平成 29 年度中に、新たな計画となる「第 4 期城陽市地域福祉計画（平成 30 年度～平成 35 年度）」の策定作業が進められています。

本会においても、上記計画の協議の場である「城陽市地域福祉推進会議」に参画し、計画内容の情報を収集しながら、同じく平成 30 年度からの期間となる本会「地域福祉活動計画 V」と整合を図りながら、協働で地域福祉を推進します。

#### ②校区别地域福祉活動推進計画との関係

本会では、より身近な地域の実情に沿った地域福祉活動を進めるために、小学校区ごとの「校区别地域福祉活動推進計画」の策定を推進し、平成 28 年度には 4 校区で策定が行われました。

引き続き全ての校区で策定が進むよう支援するとともに、計画づくりの過程で見えて

きた各地域別の課題や大事にすべきことなどを明らかにし、本会「地域福祉活動計画Ⅴ」の内容に反映させた上で、住民の皆さんと本会が目標を共有しながら地域福祉を推進する気運づくりに努めます。

(その他)

- アンケート結果
- 協力団体一覧（紹介）
- 策定経過
- 諮問・答申文書
- 委員会要綱
- 委員名簿・プロジェクトチーム名簿
- 各部写真・イラストカット